

◎担当合議体

介護認定審査会開催月日 毎週火、木曜日 (年末年始、休日を除く)			第1 合議体 火	第2 合議体 火	第3 合議体 木	第4 合議体 木	第5 合議体 火	第6 合議体 火	第7 合議体 木	第8 合議体 木	第9 合議体 火	第10 合議体 木	第11 合議体 木	第12 合議体 火
月	日	曜												
4	2	火					◎	◎						◎
	4	木							◎	◎		◎		
	9	火	◎	◎							◎			
	11	木			◎	◎							◎	
	16	火					◎	◎						◎
	18	木							◎	◎		◎		
	23	火	◎	◎							◎			
	25	木			◎	◎							◎	
30	火	休 会 (G W)												
5	2	木	休 会 (G W)											
	7	火					◎	◎						◎
	9	木							◎	◎		◎		
	14	火	◎	◎							◎			
	16	木			◎	◎							◎	
	21	火					◎	◎						◎
	23	木							◎	◎		◎		
	28	火	◎	◎							◎			
30	木			◎	◎							◎		
6	4	火					◎	◎						◎
	6	木							◎	◎		◎		
	11	火	◎	◎							◎			
	13	木			◎	◎							◎	
	18	火					◎	◎						◎
	20	木							◎	◎		◎		
	25	火	◎	◎							◎			
27	木			◎	◎							◎		
7	2	火					◎	◎						◎
	4	木							◎	◎		◎		
	9	火	◎	◎							◎			
	11	木			◎	◎							◎	
	16	火					◎	◎						◎
	18	木							◎	◎		◎		
	23	火	◎	◎							◎			
	25	木			◎	◎							◎	
30	火					◎	◎						◎	
8	1	木							◎	◎		◎		
	6	火	◎	◎							◎			
	8	木			◎	◎							◎	
	13	火	休 会 (お盆休み)											
	15	木	休 会 (お盆休み)											
	20	火					◎	◎						◎
	22	木							◎	◎		◎		
	27	火	◎	◎							◎			
29	木			◎	◎							◎		
9	3	火					◎	◎						◎
	5	木							◎	◎		◎		
	10	火	◎	◎							◎			
	12	木			◎	◎							◎	
	17	火					◎	◎						◎
	19	木							◎	◎		◎		
	24	火	◎	◎							◎			
26	木			◎	◎							◎		
開催回数			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

上期計 144

令和元年度下期 介護認定審査会開催スケジュール

◎担当合議体

介護認定審査会開催月日 毎週火、木曜日 (年末年始、休日を除く)			第1 合議体 火	第2 合議体 火	第3 合議体 木	第4 合議体 木	第5 合議体 火	第6 合議体 火	第7 合議体 木	第8 合議体 木	第9 合議体 火	第10 合議体 木	第11 合議体 木	第12 合議体 火
月	日	曜												
10	1	火					◎	◎						◎
	3	木							◎	◎		◎		
	8	火	◎	◎							◎			
	10	木			◎	◎							◎	
	15	火					◎	◎						◎
	17	木							◎	◎		◎		
	22	火	◎	◎							◎			
	24	木			◎	◎								◎
	29	火					◎	◎						◎
31	木							◎	◎		◎			
11	5	火	◎	◎							◎			
	7	木			◎	◎							◎	
	12	火					◎	◎						◎
	14	木							◎	◎		◎		
	19	火	◎	◎							◎			
	21	木			◎	◎							◎	
	26	火					◎	◎						◎
	28	木							◎	◎		◎		
12	3	火	◎	◎							◎			
	5	木			◎	◎							◎	
	10	火					◎	◎						◎
	12	木							◎	◎		◎		
	17	火	◎	◎							◎			
	19	木			◎	◎							◎	
	24	火					◎	◎						◎
	26	木							◎	◎		◎		
31	火	休会（正月）												
1	2	木	休会（正月）											
	7	火	◎	◎							◎			
	9	木			◎	◎							◎	
	14	火					◎	◎						◎
	16	木							◎	◎		◎		
	21	火	◎	◎							◎			
	23	木			◎	◎							◎	
	28	火					◎	◎						◎
	30	木							◎	◎		◎		
2	4	火	◎	◎							◎			
	6	木			◎	◎							◎	
	11	火	休会（祝日）											
	13	木							◎	◎		◎		
	18	火					◎	◎						◎
	20	木			◎	◎							◎	
	25	火	◎	◎							◎			
	27	木							◎	◎		◎		
3	3	火					◎	◎						◎
	5	木			◎	◎							◎	
	10	火	◎	◎							◎			
	12	木							◎	◎		◎		
	17	火					◎	◎						◎
	19	木			◎	◎							◎	
	24	火	◎	◎							◎			
	26	木							◎	◎		◎		
31	火					◎	◎						◎	
開催回数			12	12	12	12	13	13	13	13	12	13	12	13
													下期計	150
平成31年度開催回数			24	24	24	24	25	25	25	25	24	25	24	25
			計											294

平成30年9月3日（月）に開催された幹事会（臨時）で出された意見

資料 1 1

団体名	選出委員数	任期	委員長選出についての意見・考え方	方向性
帯広市医師会	12名	3か月交代	介護・福祉の現場で中心となるケアマネジャーに委員長をお願いできないか。	1合議体でも実施し、段階的な移行を目指す。
十勝歯科医師会	12名	6か月交代	介護現場に近い職種が委員長を担うのが良い。	試験的にやっても良いと考えている。まずはやってみて、問題点があれば改善していけばよい。
北海道看護協会十勝支部	4名	6か月交代	(幹事会（臨時）欠席)	-
北海道理学療法士会十勝支部	4名	6か月交代	現在スムーズに審査会が進行されており、医師が委員長を担うことで良い部分ある。ケアマネジャーが委員長を担う場合、ある程度経験を重ねてからになる。(ケース会議のような形とならないか心配。)	認定審査会は合議体なのだから、互選で選出してはどうか。それぞれ経験が長いので、お受けできると思っている。
北海道作業療法士会十勝支部	2名	6か月交代	医師がこれまで発揮してこられたリーダーシップを継続していただきたいという意見が大勢。	団体として委員長の引き受け可否の明確な考えは持っていない。
日本介護福祉士会北海道支部十勝地区	6名	6か月交代	(幹事会（臨時）欠席)	-
地域包括支援センター	2名	6か月交代	委員の合議で決定しており、委員長だけが重責を担う訳ではない。介護保険を受けられる方は皆さん医療機関にかかっており、できれば医師に担って欲しい。	合議であるため、ランダムでも良いと考える。
特別養護老人ホーム	4名	6か月交代	委員のトータル経験年数（3年など）を基準に、ケアマネジャーに限らず担ってもらほうがスムーズでは。	ケアマネジャーで初めて委員となる方などは荷が重いのでは。
帯広市介護支援専門員連絡協議会	7名	3か月交代	マンパワー不足、任期などの問題から、委員長を引き受けてもらえる会員が少ないという現状ある。	委員長選出について前向きに検討したいが、まずは試験的にお受けする形。
北海道薬剤師会十勝支部	3名	6か月交代	委員長の役割は他の委員と変わらない。	ケアマネジャー以外も含め、審査会に慣れている方が委員長をしたほうがスムーズではないか。互選で職種に関わりなく決めてはどうか。
北海道社会福祉士会十勝地区支部	2名	6か月交代	元々多職種による協議が行われる場所のため、医師に限定しなくても、高齢者福祉分野に精通している方がその役目を担うのがよい。	団体としては、体制整備などが整えば受け入れ可能と考える。
北海道栄養士会十勝支部	1名	6か月交代	職域団体によって委員在任期間の長短があることから、経験者が担うのが良い。	(一昨年7月からの参加) 経験者が1名のみでまだ日が浅いため団体としては難しい。
北海道歯科衛生士会十勝支部	1名	6か月交代	(幹事会（臨時）欠席)	-

※いずれも「職能団体全体としての意見」ではなく「出席委員個人の意見」の場合を含む。

1 合議体委員長選出についての考え方について

(1) ケアマネジャーに合議体委員長をお願いできないか。

【メリット】

介護現場に近い、実情を把握している立場の職種が担うことで、より本来の目的を発揮できる。

【問題点】

ケアマネジャーのマンパワー不足、任期が3か月と短い。(医師も概ね3か月交代)

(2) これまでどおり医師に担って欲しい。

【メリット】

地位の高い職種である医師が担うことへの安心感がある。

【問題点】

医師は介護現場から遠く、医療分野以外の専門的な内容に明るくない。

(3) 経験者が担う(ケアマネジャーに関わらず、多職種からも選出する)方がスムーズでは。

【メリット】

経験者が担うことで、審査会をスムーズに進行できる。

【問題点】

経験者のくくりをどのように分けるか。(審査会経験年数、職域団体所属年数など)

2 方向性の整理

(1) 医師以外が委員長を担うことについて

- ・ケアマネジャーが委員長を担うことは可能。(まずは段階的に)
- ・その他の職種でも、体制を整えば可能であるとの意見あり。
- ・医師に引き続き委員長を担って欲しいという意見も一定数あり。

(2) 審査会の進行等について

- ・最終的には審査会委員の合議で決定している。
- ・就任したばかりなど、たとえ不慣れであっても、周囲のサポートで進行している。

(3) その他

- ・過去に就任いただいた審査会委員の経験年数を整理しておらず、現時点で審査会の経験年数を委員ごとに把握していない。

3 幹事会で承認をいただいた事務局案

・まずは1つの合議体をモデルケースに、医師以外の職(ケアマネジャー)に合議体委員長を担っていただき、その合議体の運用に当たっての問題点などを検証する。

・モデルケースの合議体メンバーは、ケアマネジャー、医師、歯科医師のほか、その他の職域団体から2名の計5名で構成する。(職務代理者は医師と歯科医師)

・合議体委員長の互選については、譲り合いなどでスムーズに決定しない可能性を考慮し、今回のモデルケース導入に当たってはケアマネジャーを互選する。

・モデルケースの合議体運営について、「①他の合議体との違い」や「②課題・問題点」などを幹事会などの場を通じて報告、並びに意見をもらい、その後の方向性を検討していく。

・上記検討結果によっては、ケアマネジャー以外の職種において委員長を担っていただく可能性があることも各職域団体構成員に理解をいただく。

・審査会委員の経験年数について過去の記録を確認し、整理しておく。(今後経験年数等をもとに委員長就任の可能性を探るため。)

⇒第9合議体をモデルケースとして運用を実施する。

合議体委員長選出方法変更の流れ

資料 13

	平成31年(2019年) 2月	令和元年 5月	7月	12月	令和2年(2020年) 2月	5月	7月	
幹事会日程	定例幹事会 (今後の方向性を協議し、事務局案を承認)	→			臨時幹事会 (新しい合議体の運用状況を報告、多職種も含めた今後の方向性を検討)	定例幹事会 (今後の方向性を協議)		
全体会議日程		≪本日≫ 全体会議 (幹事会の協議内容を報告、決定)	→				全体会議 (幹事会の協議内容を報告、決定)	
審査会日程			合議体委員長 選出方法変更 (1合議体についてケアマネ連協から合議体委員長を選出)	→				合議体委員長 選出方法変更 (ケアマネ以外の他職種も含め、可能な職域団体から合議体委員長を選出)